

議案第 1 1 号

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 7 年 4 月をもって市立小・中学校全校で学校運営協議会の設置が完了し、今後は同協議会で学校関係者評価委員会等の機能を担うことから、関係する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市教育委員会規則第 号

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校の管理運営に関する規則（昭和 6 0 年調布市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 5 第 2 項を次のように改める。

- 2 校長は、前項で規定する自己評価の結果について、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 4 年調布市教育委員会規則第 8 号）第 2 条の規定により設置された学校運営協議会の評価の結果を付して、委員会に報告するものとする。

第 1 4 条の 5 第 3 項から第 5 項まで及び第 1 4 条の 6 を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年 5 月16日教育委員会規則第 7 号 調布市立学校の管理運営に関する規則 調布市公立学校の管理運営に関する規則（昭和35年調布市教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。 第 1 条から第14条の 4 まで 略 （学校評価） 第14条の 5 校長は、毎年度、委員会が別に定めるところにより学校経営計画の実施状況について自己評価し、その結果を公表しなければならない。 <u>2 校長は、前項で規定する自己評価の結果について、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 4 年調布市教育委員会規則第 8 号）第 2 条の規定により設置された学校運営協議会の評価の結果を付して、委員会に報告するものとする。</u> 第15条から第30条まで 略	○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年 5 月16日教育委員会規則第 7 号 調布市立学校の管理運営に関する規則 調布市公立学校の管理運営に関する規則（昭和35年調布市教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。 第 1 条から第14条の 4 まで 略 （学校評価） 第14条の 5 校長は、毎年度、委員会が別に定めるところにより学校経営計画の実施状況について自己評価し、その結果を公表しなければならない。 <u>2 校長は、前項で規定する自己評価について、委員会が別に定める学校関係者評価委員会に評価を行わせなければならない。ただし、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 4 年調布市教育委員会規則第 8 号）第 2 条の規定により学校運営協議会を設置する学校（以下「学校運営協議会設置学校」という。）については、この限りでない。</u> <u>3 学校関係者評価委員会は、評価結果を校長に報告しなければならない。</u> <u>4 校長は、委員会が別に定めるところにより、学校関係者評価委員会から報告を受けた評価結果及び評価結果に対する校長の意見を付して、委員会に報告するとともに、それらを公表しなければならない。</u> <u>5 学校関係者評価委員会の設置その他必要な事項は別に定める。</u> <u>（学校評議員）</u> <u>第14条の 6 施行規則第49条及び第79条の規定に基づき、委員会は学校（学校運営協議会設置学校を除く。）に学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員に関し必要な事項は別に定める。</u> 第15条から第30条まで 略

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	